

# 福岡県公報

令和8年5月1日  
第 691 号

## 目次

### 告示 (第351号)

- 公金事務の委託に係る告示 (自然環境課) ..... 1
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) ..... 1
- 一般競争入札の実施 (教育イノベーション推進課) ..... 3
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 8
- 開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) ..... 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) ..... 9
- 特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了 (砂防課) ..... 10

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 10
- 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 11
- 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (警察本部生活保安課) ..... 11
- クロスボウの取扱いに関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) ..... 12

### 労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿について (労働委員会事務局調整課) ..... 12
- 再掲
- 福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正 (福祉総務課) ..... 13

## 告示

### 福岡県告示第351号

地方自治法 (昭和22年法律第67号。以下「法」という。) 第243条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公金の収納に関する事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

#### 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

- 2 委託した公金の収納に関する事務に係る歳入 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2024-」の販売に係る売上金
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日 令和6年4月1日
- 4 委託をした日 令和8年4月1日

## 公告

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号) の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します

。 令和 8 年 5 月 1 日  
福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
県立学校校務関係システム構築に係る要件定義業務委託

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 消費税及び地方消費税に未納のある者

ケ 福岡県内に事業所を有する者であって、福岡県の県税に未納のあるもの

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し

、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）

ケ 営業概要表（様式第 5 号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（460円切手を貼付した長形 3 号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和 8 年 5 月 29 日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和

9 年 10 月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 9 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約の名称

県立学校校務関係システム構築に係る要件定義業務委託

(2) 契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所

福岡県教育庁教育総務部教育イノベーション推進課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 6 年 4 月福岡県告示第 244 号）」に定める資格を得ている者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>) からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

令和8年6月22日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1) 単独参加の場合の資格要件

ア 2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電気通信機器)	AA、A
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	AA、A
13	11	サービス業種その他 (その他)	AA、A

イ 本件入札への共同参加を行っていないこと。

ウ 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達) に基づく指名停止 (以下「指名停止」という。) の期間中でない者であること。

(2) 共同参加の場合の資格要件

ア 共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次のいずれかの条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	機械器具 (電気通信機器)	AA、A
13	07	サービス業種その他 (ソフトウェア開発)	AA、A
13	11	サービス業種その他 (その他)	AA、A

イ 本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

ウ 共同参加者の全てが4の(1)ウ及びエの要件を満たしていること。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育イノベーション推進課教育DX企画係

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号 (県庁行政棟4階南棟東側)

電話番号 092-643-3880

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札説明書及び調達仕様書の交付

この公告の日から令和8年5月13日(水)までの福岡県の休日を定める条例 (平成元年福岡県条例第23号) 第1条に規定する休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

9 入札説明会

入札説明会は実施しない。

10 入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1) 提出期限

ア 入札参加申請書

令和8年5月14日(木)午後5時00分まで

イ 総合評価のための提案書

令和8年5月26日(火)午後4時00分まで

(2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

## (4) その他

- ア 入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。
- イ 提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出された提案書等は、返却しない。
- エ 提案書等について不明な点がある場合は、個別に質問を行うことがある。
- オ 提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

## 11 入札書の提出期限等

## (1) 提出期限

令和 8 年 6 月 22 日（月）正午まで

## (2) 提出場所

5 の部局とする。

## (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「6月22日開封県立学校校務関係システム構築に係る要件定義業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「6月22日開封県立学校校務関係システム構築に係る要件定義業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

## (4) 注意事項

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の

100に相当する額を入札書に記載すること。

イ 入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ 入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ 入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

## 12 開札の日時、場所及び方法等

## (1) 日時

令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 2 時 00 分

## (2) 場所

福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県庁行政棟 4 階北棟 教育庁第一会議室

## (3) 方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

## (4) 落札者がいない場合の措置

開札の結果、落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の8の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合であって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

## 13 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積った契約希望金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積った契約希望金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

## 14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到着しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記13の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

## 15 落札者の決定の方法

(1) 提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。

ア 予定価格を超える入札価格により入札した者

イ 評価項目表に示す「一般」項目について「Dランク」又は「重要」項目について「Cランク」若しくは「Dランク」の評価が1項目でもあった者

ウ 技術点が600点に満たない者

エ 令和8年5月18日に県が別に示す予算規模額を超えている者

(2) 最高得点者が2者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点と同じ者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 技術点及び価格点の合計点数は、1,600点満点とし、その得点配分については、価格点を400点、技術点を1,200点とする。

## 16 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2) この調達契約は、世界貿易機構（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手

続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

- (4) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

## 17 Summary

- (1) The name of contract matter  
Requirements Definition for the Prefectural School Administrative System –  
The details are described in the manual of this tender.
- (2) Contract Period  
From the date of contract conclusion to 31 March, 2027
- (3) Delivery Location  
Please find attached information for public tender
- (4) Time Limit of Tender  
12 : 00 P. M. 22 June, 2026
- (5) Contact Point for Notice  
Education DX Planning Section, Educational Innovation Division, Fukuoka  
Prefectural Board of Education, Fukuoka Prefectural Government Office,  
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan  
TEL 092 - 643 - 3880

## 公告

北九州市小倉南区吉田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

## 1 退任理事

氏 名	住 所
西 修一	北九州市小倉南区上吉田二丁目13番8号
植野 義章	北九州市小倉南区上吉田四丁目10番35号

岩崎 英憲	北九州市小倉南区上吉田四丁目12番19号
柴崎 公宏	北九州市小倉南区上吉田一丁目7番12号
松井 富洋	北九州市小倉南区中吉田四丁目24番27号
坂井 準二	北九州市小倉南区中吉田六丁目3番18号
久松 幸一	北九州市小倉南区中吉田五丁目3番2号
清水 雅利	北九州市小倉南区中吉田五丁目11番8号
各務 浩	北九州市小倉南区下吉田二丁目1番7号
松本 隆美	北九州市小倉南区下吉田二丁目9番5号
岩丸 繁之	北九州市小倉南区下吉田二丁目8番6号
磯部 孝夫	北九州市小倉南区下吉田二丁目9番13号

## 2 退任監事

氏 名	住 所
植野 啓輔	北九州市小倉南区上吉田二丁目12番10号
松井 賢二	北九州市小倉南区中吉田四丁目25番18号
山口 庄司	北九州市小倉南区下吉田二丁目11番6号
牧野 久志	北九州市小倉南区中吉田五丁目2番1号

## 3 就任理事

氏 名	住 所
半田 敏明	北九州市小倉南区上吉田四丁目11番7号
植野 義章	北九州市小倉南区上吉田四丁目10番35号
岩崎 英憲	北九州市小倉南区上吉田四丁目12番19号
柴崎 公宏	北九州市小倉南区上吉田一丁目7番12号
松井 富洋	北九州市小倉南区中吉田四丁目24番27号
坂井 準二	北九州市小倉南区中吉田六丁目3番18号

久松 幸一	北九州市小倉南区中吉田五丁目 3 番 2 号
清水 雅利	北九州市小倉南区中吉田五丁目 11 番 8 号
各務 浩	北九州市小倉南区下吉田二丁目 1 番 7 号
松本 隆美	北九州市小倉南区下吉田二丁目 9 番 5 号
岩丸 繁之	北九州市小倉南区下吉田二丁目 8 番 6 号
磯部 孝夫	北九州市小倉南区下吉田二丁目 9 番 13 号
森 佳奈子	北九州市小倉南区下吉田三丁目 10 番 31 号

## 4 就任監事

氏 名	住 所
植野 啓輔	北九州市小倉南区上吉田二丁目 12 番 10 号
今井 勝	北九州市小倉南区中吉田六丁目 11 番 7 号
吉田 潤	北九州市小倉南区下吉田二丁目 17 番 1 号
牧野 久志	北九州市小倉南区中吉田五丁目 2 番 1 号

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫野市大字山家2835番 1、2835番 4 から2835番10まで、2856番 7 及び2856番 8 並びに水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
筑紫野市大字山家2843番地  
株式会社ワキタハイテクス  
代表取締役 脇田 大揮

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町徳島字渡里214番 1 から214番 9 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
みやま市高田町徳島359番地  
エヌ・トレーディング株式会社  
代表取締役 久保田 久利

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市志摩芥屋字芥屋221番 1、221番 6、222番 1、223番 1 及び223番 6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都港区麻布十番二丁目 1 番 1 号あべちゃんビル 5 階  
株式会社六次元  
代表取締役 泉 辰徳

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
小郡市上岩田字東前牟田549番2、549番3及び552番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
小郡市井上715番地1 市営井上第1住宅410号  
深谷 智佳子

### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和8年5月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
みやま市高田町江浦字三開1338番1及び1338番6
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
みやま市高田町江浦1610番地1  
株式会社三開永江組  
代表取締役 永江 敏彦

### 公告

飯塚市八木山地区土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和8年5月1日

福岡県知事 服部 誠太郎

### 1 退任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1065番地
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地

矢野 長利	飯塚市八木山1338番地7
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地
篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地2
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地1
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
松尾 嘉文	飯塚市八木山2618番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
大谷 光康	飯塚市八木山328番地1
松尾 久吉	飯塚市八木山745番地

### 2 退任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65
中村 篤	飯塚市八木山1111番地2

### 3 就任理事

氏 名	住 所
横山 武城	飯塚市八木山1065番地
松尾 光次	飯塚市八木山2599番地
矢野 長利	飯塚市八木山1338番地7
石坂 哲也	飯塚市八木山1069番地
一ノ谷 静治	飯塚市八木山2606番地

篠原 峰雄	飯塚市八木山1494番地 2
石坂 栄次	飯塚市八木山1017番地
松尾 隆康	飯塚市八木山2247番地
三野原 貴広	飯塚市八木山1549番地 1
石坂 育穂	飯塚市八木山87番地
松尾 嘉文	飯塚市八木山2618番地
石坂 茂範	飯塚市八木山631番地
大谷 光康	飯塚市八木山328番地 1
松尾 久吉	飯塚市八木山745番地

## 4 就任監事

氏 名	住 所
稲永 茂幸	飯塚市八木山1059番地
藤本 博光	飯塚市八木山1751番地65
中村 篤	飯塚市八木山1111番地 2

## 公告

次の特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県知事 服部 誠太郎

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
土砂災害特別警戒区域 蟹ヶ浦(2) (131-K-136) 香椎 3 丁目 - 1 (131-K-161)	福岡県福岡市中央区白金 1 丁目 6 番 29 号 株式会社OKAMURAHOLDINGS 代表取締役 岡村 恭資

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第108号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第21条第2項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県公安委員会

## 1 講習会の日時、場所

## (1) 講習会の日時

令和 8 年 6 月 26 日（金） 午前10時00分から午後 5 時 30 分までの間

## (2) 講習会の場所

福岡県飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室

## (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

## (4) 受講可能人員

20名

## 2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後 3 時 30 分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分	講習結果に対する考査
午後 4 時 30 分～午後 5 時 30 分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

## 3 注意事項

(1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチ

- メートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具(ボールペン)、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第109号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(経験者に対する講習会)を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号)第21条第2項の規定により告示する。

令和8年5月1日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和8年6月4日(木) 午後1時30分～午後4時30分	北九州市門司区西海岸2丁目3番13号 門司警察署 会議室	門司警察署
令和8年6月19日(金) 午後1時30分～午後4時30分	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
令和8年6月24日(水) 午後1時30分～午後4時30分	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署

#### 2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

#### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真(申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

#### 福岡県公安委員会告示第110号

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習(技能講習)を次のとおり開催するので告示する。

令和8年5月1日

福岡県公安委員会

#### 1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和8年7月2日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和8年7月9日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名
令和8年7月16日(木) 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

#### 2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員

令和 8 年 7 月 2 日 (木) 午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分	筑紫野市大字柚須原 223 番地 25 福岡県立総合射撃場	大口径 ライフル射撃	15 名
---	-------------------------------------	---------------	------

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 14,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

#### 福岡県公安委員会告示第 111 号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和 33 年政令第 33 号）第 24 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県公安委員会

#### 1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時  
令和 8 年 6 月 21 日（日）午前 9 時 00 分から午後 0 時 00 分までの間
- (2) 講習会の場所  
福岡市博多区東公園 7 番 7 号  
福岡県警察本部 4 階 生活安全部会議室
- (3) 受講対象者  
福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の科目

- (1) クロスボウの所持に関する法令
- (2) クロスボウの使用、保管等の取扱い
- (3) 教養効果測定

### 3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の 1 週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料 3,000 円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「【経験者用】クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

## 労働委員会

### 公告

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 10 条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和 24 年中央労働委員会規則第 1 号）第 68 条第 1 項の規定に基づき、次のように公示する。

令和 8 年 5 月 1 日

福岡県労働委員会会長 所 浩 代

氏 名	委嘱年月日	現 職 等	備 考
大 石 桂 一	令和 7.11.27	九州大学大学院経済学研究院教授	現公益委員
千 綿 俊 一 郎	令和 7.11.27	弁護士	同上
所 浩 代	令和 7.11.27	福岡大学大学院法学研究科教授	同上
福 山 聖	令和 7.11.27	弁護士	同上
堀 野 出	令和 7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	同上
丸 谷 浩 介	令和 7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	同上
渡 部 有 紀	令和 7.11.27	弁護士	同上
金 光 千 春	令和 7.11.27	福岡県教職員組合特別執行委員	現労働者委員
桑 原 忠 志	令和 7.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	同上
古 賀 栄 一	令和 7.11.27	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
西 央 人	令和 7.11.27	UAゼンセン福岡県支部支部長	同上
増 田 隆 男	令和 7.11.27	日本製鉄八幡労働組合組合長	同上
溝 田 由 美 子	令和 7.11.27	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
吉 村 淳 治	令和 7.11.27	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上
内 場 千 晶	令和 7.11.27	公益財団法人九州経済調査協会業務部調査役	現使用者委員
小 川 浩 二	令和 7.11.27	株式会社岩田屋三越取締役執行役員総務・経営企画部長兼経営企画・コンプライアンス担当長	同上
熊 手 艶 子	令和 7.11.27	税理士法人くまで会計事務所代表社員税理士	同上
庄 崎 秀 昭	令和 7.11.27	福岡県経営者協会専務理事	同上
高 松 雄 太	令和 7.11.27	株式会社安川電機人事総務・リスクマネジメント本部人事戦略部長	同上
中 村 年 孝	令和 7.11.27	福岡県経営者協会顧問	同上

丸 山 武 子	令和 7.11.27	ヤマエグループホールディングス株式会社常務取締役CHO最高人事責任者 人事・総務担当	同上
上 田 竹 志	令和 7.11.27	九州大学大学院法学研究院教授	前公益委員
大 坪 稔	令和 7.11.27	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
服 部 博 之	令和 7.11.27	弁護士	同上
高 田 章 男	令和 7.11.27	全日本運輸産業労働組合福岡県連合会執行委員長	前労働者委員
藤 田 桂 三	令和 7.11.27	自治労福岡県本部特別執行委員	同上
吉 村 達 也	令和 7.11.27	西日本旅客鉄道株式会社顧問	前使用者委員
伊 津 野 淳 子	令和 8.4.10	福岡県労働委員会事務局局長	
鈴 木 茂 男	令和 7.11.27	福岡県労働委員会事務局次長（兼）審査課長	
光 安 一 英	令和 8.4.10	福岡県労働委員会事務局調整課長	

## 再 掲

福岡県条例の公布等に関する条例（昭和25年福岡県条例第46号）第3条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

### 福岡県告示第350号の2

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和2年3月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和 8 年 4 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

第 1 の 1 の 項(1)ウ中「360円」を「370円」に改め、同項(2)ア(イ)中「7,089,000円」を「7,259,000円」に改める。

第 1 の 2 の 項(1)ウ中「1,390円」を「1,480円」に改める。

第 1 の 3 の 項(3)アの表夏季の項中「20,300円」を「20,900円」に、「26,100円」を「26,900円」に、「38,700円」を「39,900円」に、「46,200円」を「47,600円」に、「58,500円 8,500円」を「60,300円 8,800円」に改め、同表冬季の項中「33,700円」を

「34,700円」に、「43,500円」を「44,800円」に、「60,600円」を「62,500円」に、「70,900円」を「73,100円」に、「89,300円」を「92,100円」に、「12,300円」を「12,700円」に改め、同イの表夏季の項中「6,700円」を「6,900円」に、「8,900円」を「9,200円」に、「13,400円」を「13,800円」に、「16,300円」を「16,800円」に、「20,500円」を「21,100円」に、「2,900円」を「3,000円」に改め、同表冬季の項中「10,700円」を「11,000円」に、「14,000円」を「14,400円」に、「19,900円」を「20,500円」に、「23,600円」を「24,300円」に、「29,800円」を「30,700円」に、「3,900円」を「4,000円」に改める。

第1の7の項(1)イ中「53,900円」を「56,400円」に改め、同項(2)イ(ア)中「739,000円」を「757,000円」に改め、同イ中「358,000円」を「367,000円」に改める。

第1の9の項(3)イ中「5,500円」を「5,800円」に、「5,800円」を「6,100円」に、「6,300円」を「6,600円」に改める。

第1の10の項(3)中「232,200円」を「239,400円」に、「185,700円」を「191,500円」に改める。

第1の12の項(4)ア中「3,700円」を「3,800円」に改め、同イ中「5,900円」を「6,100円」に改める。

第1の13の項(2)中「143,900円」を「148,600円」に改める。